

## ○静岡県警察広報センター運営要綱の制定について

(平成9年4月14日甲通達広第28号)

警察に対する県民の一層の理解と協力を得、県民のための警察づくりの一環として、静岡県警察広報センターを設置したことに伴い、みだしの要綱を下記のように定め、平成9年4月15日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 目的

この要綱は、静岡県警察広報センター（以下「広報センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 表記等

広報センターの表記は「けいさつ広報センター」とし、愛称は「エスピーひろば」とする。

#### 3 広報センターにおける活動

広報センターにおいては、次の活動を行うものとする。

- (1) 警察活動に関する広報及び資料の展示
- (2) 映像による警察活動の紹介と説明
- (3) その他広報活動上必要と認められる活動

#### 4 広報センターの開館日及び開館時間

- (1) 広報センターの開館日は、静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第8号）第1条第1項に規定する静岡県の休日を除く日とする。
- (2) 開館時間は、午前10時から午後3時30分までとする。
- (3) 広報課長は、機器の点検その他特別の理由があるときは、前記(1)及び(2)にかかわらず、開館日及び開館時間を変更することができる。

#### 5 広報センターの活用等

- (1) 所属長は、広報センターにおいて、主管事務に係る広報活動を行うことができる。
- (2) 所属長は、前記(1)の広報活動を行うに際しては、広報課長と協議の上、実施するものとする。

#### 6 協力

- (1) 所属長は、広報センターにおける広報活動に適すると認める資料を作成したときは、その都度、広報課長に送付するものとする。
- (2) 広報課長は、広報センターにおける広報活動の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係所属長に対し、職員の派遣その他の協力を求めることができる。

#### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、広報センターの運営に関する細部事項は、総務部長が定める。